

最近の判例から (3)

公図上の国有の里道について、黙示の公用廃止が されたものとして、取得時効の成立が認められた事例

(大阪高判 平成15・6・24 判時1843—77) 三橋 一郎

里道を代替地として提供され、その敷地を長年建物の敷地として使用占有し、里道としての形態が全く失われ使用されていることが明らかであることから、いわゆる公図上の国有里道について黙示の公用廃止を認め、取得時効の成立を認められた事例（大阪高判 平成15年6月24日判決 取消・認容、確定 判例時報1843号77頁）

1 事案の概要

本件係争地は、いわゆる公図上赤線で表示された国有の里道であり、Aが所有していた本件土地のほぼ中心付近を南北に通っている。本件土地は、旧国鉄の所有であったが、昭和37年12月、新幹線建設のためA所有の土地と本件土地を交換した。Aの土地は、昭和37年10月に開通した東海道新幹線の用地となり、同日付けで鉄道用地に地目変更された。Aは、昭和37年12月本件土地及び本件係争地を一体のものとした画地を敷地として木造一部ブロック造二階建ての店舗兼居宅を建築し、本件係争地を本件土地と一体化した宅地として利用占有してきたが、Aが平成元年9月に死亡したため、控訴人Xらが本件土地とその敷地を相続した。本件係争地については明示に公用廃止がされたことはないが、昭和37年12月にその地上にAの建物が建築されたため、里道として利用されることはなくなった。

以上のような事実関係のもとにおいて、控

訴人Xらは、本件係争地については黙示的に公用が廃止されたとしたうえ、昭和37年12月以降20年間の占有を原因とする長期取得時効等を主張し、被控訴人Y（国）に対して、本件係争地につき所有権の確認を請求した。

一審は、本件係争地の取得時効を認めず、本訴請求を棄却したため、控訴人Xらは一審判決（大阪地裁平成13年11月28日判決）を不服として控訴した。

本件では、主として本件係争地についての公用廃止の有無が争われ、被控訴人Y（国）は、本件係争地を国鉄が整地しても被控訴人Yが所有する土地について公用廃止があったと認めることはできないと主張した。

2 判決の要旨

裁判所は、本件係争地について黙示の公用廃止がされたものと認めるとともに、本件係争地を時効取得したものと認められると判断し、一審判決を取り消したうえ、控訴人Xらの本訴請求を認容した。

(1) 黙示的公用廃止処分の有無について

- ①本件係争地は公物であるから、時効取得が成立するためには、本件係争地について、占有の始めにおいて、公用廃止処分があったことが必要であるところ、本件係争地に明示の公用廃止処分がなされていないことは当事者間に争いがなく、同時点における黙示の公用廃止処分が認められるかが争点になる。

最高裁昭和51年12月24日第二小法廷判決（民集30巻11号1104頁）は、「公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穏かつ公然の占有継続したが、そのため実際上公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、同公共用財産については、黙示的に公用が廃止されたものとして、これについて取得時効の成立を妨げないものと解するのが相当である」との判例がある。

- ②本件係争地については、新幹線建設に伴い、それを里道として利用する必要性が失われた上、旧国鉄が本件係争地を含む本件土地をAに代替地を提供する必要上、被控訴人Yとしても本件係争地を整地することを了解・認容していたものと考えるのが自然かつ合理的であるから、昭和37年12月には本件係争地については黙示の公用廃止がなされたものと認めるのが相当であると判断する。
- ③被控訴人Yは、黙示の公用廃止の要件として、前記最高裁判決は、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置されたことを要求していると主張したが、同判決は黙示の公用廃止を認めうる一例を判示したにすぎないものと解され、本件のように、公共用財産の所有者の了解の下に当該公共用財産について、その形態、機能を全く喪失させるような行為が行われた場合について、黙示の公用廃止を否定する趣旨であることまで判示したのではないと解するのが相当である。

(2) 時効取得について

Aが昭和37年12月以降20年間、本件係争地を占有し、控訴人Xらは、被控訴人Yに対し

て前記20年間の占有を原因とする長期取得時効を援用していることから、Aは、昭和57年12月の経過により、本件係争地を時効取得したものと認められる。

3 まとめ

里道、水路、海浜などのいわゆる法定外公共用物は、その多くが所有意識の希薄なまま地元の村落や近隣住民等によって事実上管理され、あるいは公共の用をなさなくなったものは放置されたままの状態で今日に至っていることもあり、紛争も多い。

本件は、公図上の国有里道について、取得時効の成立を認めた事例であり、不動産物件においても、このような法定外公用物が関連するケースも見受けられ、実務の参考になると思われる。

(調査研究部調査役)